



令和5年12月5日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者氏名	電 話
生活衛生課	課長	佐橋 勝己	内線 3410 直通 058-272-1986 FAX 058-278-2627
家畜防疫対策課	家畜防疫対策監	小林 弘明	内線 4153 直通 058-272-8446 FAX 058-278-3533
環境生活政策課	生物多様性企画監	細野 達也	内線 2920 直通 058-272-8231 FAX 058-278-2605

鳥インフルエンザ陽性が判明した飼養鳥の遺伝子検査の結果について

11月30日に海津市の飼養施設において鳥インフルエンザ陽性が判明した飼養鳥（タカ1羽）について、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されましたので、お知らせします。

1 これまでの経緯

11月23日（木）

- ・タカから検体を採取

11月30日（木）

- ・タカのA型鳥インフルエンザ陽性反応を確認

12月1日（金）

- ・タカのH5亜型鳥インフルエンザ陽性反応を確認

12月5日（火）

- ・タカの遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出

※県内における直近の鳥インフルエンザ陽性の判明事例（飼養鳥における発生はなし）

H29.2 ハヤブサ（野鳥）、R3.1 ニワトリ（家きん）

2 今後の対応

- ・当該飼養施設の管理者に対し、施設の防疫措置及び飼養鳥の管理の徹底を引き続き依頼。

<具体的内容>

- ・保健所による飼養鳥等の定期的な健康状態の確認
- ・施設管理者による飼養施設の消毒
- ・最終接触日から14日経過時までの飼養鳥等の施設内管理
- ・野生鳥獣の侵入防止

- ・併せて、県内の市町村、動物取扱事業者、食鳥処理業者等に情報提供するとともに、感染拡大防止対策に関する注意喚起を改めて行います。

- ・野鳥監視重点区域（環境省が11月30日に設定、当該飼養施設の周辺10km圏内）において、引き続き野鳥の監視を強化します。

- ・県内すべての家きん飼養農場111農場（100羽以上飼養）に対し情報提供するとともに、引き続き侵入防止対策の徹底を指導します。

- ・県から消石灰を上記農場に配布し、家畜保健衛生所の指導のもと、農場が消毒を実施します。

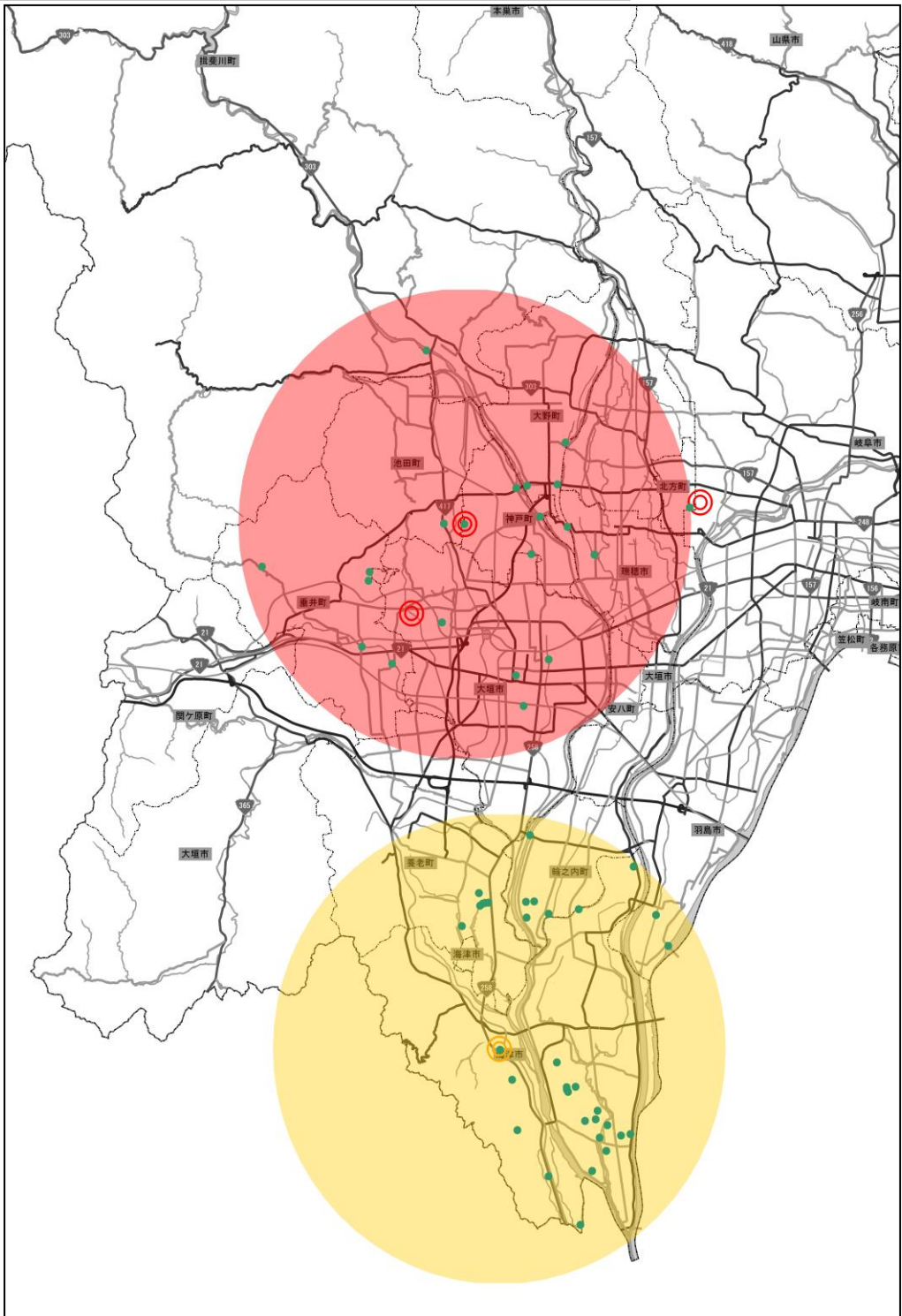
※ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、現場での取材は、厳に慎むようお願いします。

3 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 野鳥などが死亡している場合には、お近くの県事務所や市町村役場にご連絡ください。

野鳥監視重点区域

参考



● カルガモに係る野鳥監視重点区域 ⊙ カルガモ捕食地点

● タカに係る野鳥監視重点区域 ⊙ タカ飼養地点

● 野鳥監視重点区域内の県点検箇所 (55地点)
内訳：カルガモに係る地点 21地点
 タカに係る地点 34地点